

# 石川県公報

令和7年12月24日(水曜日)

号外

(第 84 号)

## 規則

○行政書士法施行細則の一部を改正する規則

(総務課) 1

○石川県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則  
(経営支援課) 2

○石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(少子化対策監査室) 1

## 規則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

石川県知事 駢

浩

### 石川県規則第三十六号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和二十六年石川県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(裏)中「(罰則)」を削る。

別記様式第二号(裏)中「(罰則)」を削り、「該当する」の次に「場合には、その違反行為をした」を加え、「した者」を「したとき」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

石川県知事 駢

浩

### 石川県規則第三十七号

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十六年石川県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第八号チ中「第二十二条の十各号」を「第二十二条の十第一項各号(幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第二十八条第一項において適用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十七条の二第一項各号)」に改める。

第八条の表備考第一号中「第十八条の十八第一項」を「第十八条の十八第二項」に、「登録」を「保育士登録」に改める。

附則第九項中「附則第七項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十項とし、附則中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、附則第六項の前の見出しが削り、同項を附則第七項とし、同項の前に見出しつけて「(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)」を付し、附則第五項の次に次の二項を加える。

6 条例附則第七項の規則で定める基準は、園庭の面積を第十条第二号イに掲げる面積以上とするとしてする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和七年十二月二十四日

石川県知事 駒

浩

### 石川県規則第三十八号

石川県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

石川県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年石川県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一(2)の項中「下請振興事業計画承認グループ事業」を「受託中小振興計画承認グループ事業」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に、「下請事業者等」を「中小受託事業者等」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。